

確認申請受理時チェック項目リスト

年月日： 年 月 日

市町村名：横芝光町

番号	法及び 指針号	チェック項目	申請者の チェック	窓口受理 チェック	備考
1	指 1 号	申請図書数（正本・副本）	☐	☐	
2	指 5 号	構造計算適合性判定の必要の有無	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
3	任意	消防用書類（意匠図、設備図のみ）	☐ 有 ☐ 無	☐	☐ 消防へ送付 ☐ 後日送付
4	指 1 号	申請書と記載事項との整合	☐	☐	
5	法第 1 号 指第 2 号	建築士の資格の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
6	法第 2 号 指第 2 号の 2	構造設計一級建築士の資格の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
7	法第 3 号 指第 2 号の 3	設備設計一級建築士の資格の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
8	指 3 号	図面への設計者記名、押印	☐	☐	
9	指 4 号	認定書・証認書等の写しの確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
10	指 5 号	構造計算、安全証明書の確認	☐ 対象 ☐ 対象外	☐	
11		添付図書の確認（大幅な欠落があるかどうか）	☐	☐	
12		添付図書の不整合の確認（大幅な不整合があるかどうか）	☐	☐	
13		その他	☐	☐	

- * 項目中の「法」は建築基準法第 6 条第 3 項のこと。「指」は確認審査等に関する指針（平成 19 年 6 月 20 日付け国土交通省告示第 835 号）第一第 2 項のこと。
- * 番号 4：消防用書類が不足している場合でも、受理することは出来ます。
- * 番号 5：申請図書と、設計図書の中身が同じものであればチェックをしてください。
- * 番号 6：建築士免許証の写しと照らし合わせて、番号の相違がないかを確認し、チェックしてください。
- * 番号 7：構造一級建築士の関与が必要な建築物は様式①-2 にチェックをしてください。
- * 番号 8：設備一級建築士の関与が必要な建築物は階数 3 以上かつ床面積 5000㎡超の建築物です。

上に相違ありません。

申請者・代理者氏名

印

直筆であれば、押印の省略可